国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和5年度)

作成日 2023/9/28

最終更新日 2023/9/28

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		令和5年4月1日
国立大学法人名		滋賀大学
法人の長の氏名		竹村 彰通
問い合わせ先		総務課(Tel:0749-27-1005、E-mail:ssyomu@biwako.shiga-u.ac.jp)
URL		https://www.shiga-u.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議	養会及び監事等	の確認状況】	
記載事項	更新の有無	記載欄	確認への対応状況
		国立大学法人ガバナンス・コードの全原則にかかる適合状況について、令	
		和5年6月27日開催の経営協議会において、説明を受け、確認を実施した。	
		(1) \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
		(1) 適合状況に関する意見	
		滋賀大学においては、ガバナンスコードの全原則について適合しているこ	
		とが確認された。	
	更新あり		
経営協議会による確認		(2) より質の高い適合状況とするための意見	
		【補充原則3-3-3②】	
		法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果の公表についても、具体	ご指摘を踏まえ、記述を修正いたしました。
		的に記したほうがよい。	

		国立大学法人ガバナンス・コードの全原則にかかる適合状況について、令和5年6月27日開催の経営協議会での説明に加え、個別にも説明を受け質疑して適合状況等を確認した。	
	更新あり	(1) 適合状況に関する意見 滋賀大学においては、ガバナンスコードの全原則について適合していることが確認された。 (2) より質の高い適合状況とするための意見 【原則1-1】に関し 自己点検・評価報告会において意見を聴取する人数、時間が限定的であると考える。目標・計画の実現に資する、という本来の目的を達成するために は、例えば各理事の説明は事前に動画で提供したうえ、報告会においては意見聴取を中心にするといった工夫をお願いしたい。	同報告の実効性を高める工夫を検討し、実施して行きま
監事による確認		【原則1-4②】に関し 令和4年9月の報告書上には「経営人材育成方針公表、フォローアップを予 定」とあるが未実施であり、かつ今回削除されている。現状では取組内容の 確認・評価が困難であり、やはり育成方針・育成計画を示し、フォローアッ プしていく仕組みづくりを提案したい。	ご指摘を踏まえ、育成方針・育成計画を示し、フォロー アップしていく仕組みづくりに取り組みます。
		【原則2-1-3①】 昨年度の指摘の結果、経営協議会に付議された令和4年度の評価に関する議事資料において、自己点検・評価報告書を評価基礎資料として添付している。対応を評価はするが、実質的な「審議」を可能とすべく、当該報告書をベースにしつつ、例えば評価項目を定め、理事ごとに項目ごとの評価結果を示すなどもう一段の工夫をお願いしたい。	協議会において、よりわかりやすく検討いただけるよう

	また、教育研究評議会からのメンバーについては、選出にあたっての考え	役割を鑑み、ご提案を踏まえ、その委員選出の在り方に
その他の方法による確認		

【国立大学法人ガバナンス・	コードの実施	表状况 】
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原 則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原 則を実施しない理由又は今 後の実施予定等		

	【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】			
記載事項	更新の有無	記載欄	参照資料	
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋	更新あり	滋賀大学の目的を学則、滋賀大学憲章に定め、その実現のために中期目標・中期計画を策定している。社会の要請を把握し経営に活かすために、経営協議会において学外委員より意見をいただくとともに、学生を含む学内外のステークホルダーの参加を得て、毎年度、自己点検・評価報告会を開催し、中期目標・中期計画の実行に活かしている。なお、令和4年度からは自己点検・評価報告会において、学生、同窓会等学内外ステークホルダーに加え、外部有識者に参加いただき、多様な参加者より専門的知見を踏まえた評価、ご意見をいただく機会を設けている。それらの意見を踏まえ、本学の目標・計画の実現に向けた取組を進めている。	学則 滋賀大学憲章 経営協議会議事要旨 自己点検・評価報告会(令和4年度実施) 自己点検・評価報告書 中期目標・中期計画	
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検 証結果及びそれを基に改善 に反映させた結果等		目標・戦略の進捗状況と検証結果、内部質保証の検証結果、及びそれらを基に改善に反映させた結果等については、法人化当初より毎年開催している「自己点検・評価報告会」において、ステークホルダーに公表のうえ意見聴取するとともに、自己点検・評価報告書として本学ホームページ上で公開している。 また、目標・計画の実績に関する外部評価結果についても公開している。	自己点検・評価報告会(令和4年度実施) 自己点検・評価報告書 業務の実績に関する報告書・評価結果	
補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係 る各組織等の権限と責任の 体制		経営に係る権限と責任の体制については、役員会、経営協議会及び財務・施設マネジメント委員会の規程において、それぞれ審議事項を定め、権限と責任を明確化している。 教学運営に係る権限と責任の体制については、役員会、教育研究評議会、教育・学生支援機構及び国際交流機構の規程において、それぞれ審議事項を定め、権限と責任を明確化している。	役員会規程 経営協議会規程 教育研究評議会規程 国立大学法人滋賀大学財務・施設マネジメント委員会規程 教育・学生支援機構規程 国際交流機構規程	

記載事項	更新の有無	記載欄	参照資料
補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・ 障がいの有無等の観点での ダイバーシティの確保等を 含めた総合的な人事方針	更新あり	全学人事委員会おいて、全学的な人事方針を策定している。 人材のダイバーシティを高めていくため、女性活躍推進法一般事業主行動計画、 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画、また障がい者の雇用に関 する目標を定めている。教員の人事にあたっては、国立大学法人滋賀大学人事基本 方針で「若手教員及び女性教員の採用を積極的に行う」旨を決定している。また、 適切な年齢構成については、第4期中期目標・中期計画において若手研究者比率 16%以上、女性教員比率25%の達成を目標としている。 ダイバーシティを高めていくための具体的な施策として、出産・子育て・介護支	女性活躍推進法一般事業主行動計画 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画 出産・子育て・介護支援制度 研究助成制度 学長裁量経費を財源とする学内研究助成事業の採択・助成額基準 滋賀大学における障害を理由とする差別の解消の推進に係 る教職員等対応に関する規程 全学人事委員会規程 学長室 国立大学法人滋賀大学人事基本方針
補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべ く行う活動のために必要な 支出額を勘案し、その支出 を賄える収入の見通しを含 めた中期的な財務計画		中期的な財務計画については、必要な収入・支出額を勘案し、経営協議会及び役員会で審議のうえ、中期計画において、6年間の予算、収支計画、資金計画を策定し、公表している。	中期計画における予算・収支計画・資金計画
補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の 使用状況等)		教育・研究の費用と成果については、統合報告書により公表している。	統合報告書

記載事項	更新の有無	記載欄	参照資料
補充原則1-4② 法人経営を担いうる人材を 計画的に育成するための方 針			副学長・学長補佐・副機構長・副学部長のリスト 学 <u>則</u> 副学長に関する規程 学部副学部長に関する規程 学長補佐に関する規程
原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長 を補佐するための人材の責 任・権限等		学長は、ビジョンを実現するために理事、副学長、学長補佐等の人材を適材適所に学内外から選任・配置し、自らの意思決定や業務執行をサポートする体制を整備している。 また、学長は長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のため恒常的に取組んでおり、直属のタスクフォースの任命や適時の諮問を行っている。理事・副学長、補佐人材の責任・権限等については公表している。	登職者一覧 学則 副学長に関する規程 学長補佐に関する規程 理事及び副学長の所掌業務に関する要項
原則2-2-1 法人経営に係る重要方針の 十分な検討	更新あり	役員会を原則月に一度定例で開催し、さらに臨時の会も含め適時適切に開催し、本学の重要事項について十分な検討・討議を行い、学長の意思決定を支え、本学の適正な経営を確保している。また、その議事録は公開している。 さらに役員会以外に毎週、戦略、課題の共有と施策遂行に関する調整を図るため役員懇談会を開催し、法人経営の重要方針について迅速かつ十分な検討を行っている。	役員会規程 役員会議事要旨
原則2-3-2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況		本学では、性別や国際性の観点でのダイバーシティを確保するとともに、積極的に官界・産業界、他の教育研究機関等外部の経験を有する人材を登用し、その経験と知見を法人経営に活用し、経営層の厚みを確保している。また、役員(理事、監事)には外部人材を積極的に登用しており、令和4年度からは理事5名のうち外部出身の理事を3名登用している。	<u>女性管理職の登用目標値</u> 理事及び副学長の所掌業務に関する要項 監事及び監事監査規程

記載事項	更新の有無	記載欄	参照資料
補充原則3-1-1① 経営協議会の外部委員に係 る選考方針及び外部委員が 役割を果たすための運営方 法の工夫		経営協議会の学外委員の選考にあたっては、経営協議会委員選考方針を定め、多様な関係者の意見を取り入れられるよう役員が候補となるべき人材について情報の収集・共有に努め、人選することとしている。外部委員が役割を十分に果たしていただくため、経営上の重要な議題に限らず、時宜に応じた特定テーマの設定や毎回自由討論時間を設けるなど運営上の工夫を行っており、議事録等を公表している。	経営協議会規程 経営協議会委員名簿 経営協議会議事要旨 経営協議会の学外委員の選考方針
補充原則3-3-1① 法人の長の選考基準、選考 結果、選考過程及び選考理 由		本学学長選考・監察会議は、本学の長に必要とされる資質・能力に関する基準として求められる学長像を定め公表し、これに従って選考していると共に、選考結果、選考過程・選考理由についても公表している。	<u>学長選考基準</u> <u>選考結果</u> <u>学長選考について</u>
補充原則3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び 再任を可能とする場合の上 限設定の有無		学長の任期、再任可否については、学長選考・監察会議が検討し、学長選考規程に定め、公表している。 学長の任期は、6年とし、また、学長の再任は認めていない。 本学の運営における中期計画の重要性に鑑み、その策定及び実施期間を考慮して、その始期は中期計画期間開始の2年前となるように定める改正を実施している。 (平成31年4月) 学長は再任されることはなく、任期の途中で辞任、解任等により欠員となったときの後任の学長の任期は、前任者の残任期間としている。	<u>学長選考規程</u> 学長選考について
原則3-3-2 法人の長の解任を申し出る ための手続き		学長の解任の手続きについて、学長選考・監察会議は、解任請求があった場合速 やかにその可否を審議し、学長選考・監察会議の議を経て、文部科学大臣に申し出 るものとしている。これらのことは、学長選考規程に定め、公表している。	<u>学長選考規程</u> 学長選考について

記載事項	更新の有無	記載欄	参照資料
補充原則3-3-3② 法人の長の業務執行状況に 係る任期途中の評価結果		執行しているかどうかの評価を行い、その結果を本人に提示し、助言を行ってい	<u>学長選考・監察会議規程</u> <u>学長選考について</u> 学長の業務執行状況の確認結果
原則3-3-4 学長選考・監察会議の委員 の選任方法・選任理由	更新あり	学長選考・監察会議委員は、大学に関し広くかつ高い識見を有する者として、経営協議会委員から4人、教育研究評議会評議員から4人、計8人の委員を選出している。委員の選任に当たっては、経営協議会選出委員については、経営協議会議長である学長が、公表している経営協議会委員選考方針により選出している外部委員より、適性・経験等を考慮して学長選考・監察会議委員候補者 4 名を経営協議会において提案し、経営協議会が審議し選出している。教育研究評議会からの選出については、役員を除く評議員(国立大学法人滋賀大学学長選考・監察会議規程第2条2項に定める国立大学法人滋賀大学教育研究評議会規程第 2 条第 1 項第 4 号から第 8 号までの評議員)より、教育研究評議会において審議し選出している。	学長選考・監察会議規程
原則3-3-5 大学総括理事を置く場合、 その検討結果に至った理由		本学の事業規模を踏まえた場合、学長のリーダーシップの下での経営を進めていくうえで、大学総括理事を置くことの利点がないと考えられるので、予定はない。	

記載事項	更新の有無	記載欄	参照資料
基本原則4及び原則4-2 内部統制の仕組み、運用体制 及び見直しの状況		「国立大学法人滋賀大学業務方法書」第4条第3項及び「国立大学法人滋賀大学業務方法書第3条及び第4条に基づく実施細則」第5条第6項によって、部局等推進責任者(部局長)は、推進責任者(総務担当理事)に対して、内部統制に関する取組を基本要素ごとに7月の役員会で報告している。また、推進責任者(総務担当理事)はそれらを取りまとめ、内部統制委員会(役員会)に内部統制の推進状況を報告し、改善策の検討等を行っている。国立大学法人滋賀大学業務方法書は大学ホームページに公開している。平成31年度より、全学の体制を5つの機構に再編成し、業務の効率的遂行と内部統制の充実を図っている。	国立大学法人滋賀大学業務方法書 役員会議事要旨
原則4-1 法人経営、教育・研究・社 会貢献活動に係る様々な情 報をわかりやすく公表する 工夫		大学の目標、経営方針、また教育・研究、社会連携等の業務の遂行状況、財務などの経営指標については、冊子体やホームページなどにおいて公開している。令和2年度からは、広報室を広報課に拡充し、社会の中の大学の役割をも想起しつつ、情報発信に努めている。また、各部局においてもそれぞれのホームページ、広報冊子等をとおして、教育研究・社会貢献活動に係る様々な情報を分かりやすく公表している。	滋賀大学広報方針 統合報告書 大学案内 広報誌「しがだい」 教育学部 教育学研究科 経済学部・大学院経済学研究科 データサイエンス学部・大学院データサイエンス研究科 データサイエンス・AIイノベーション研究推進センター

記載事項	更新の有無	記載欄	参照資料
補充原則 4 - 1① 対象に応じた適切な内容・ 方法による公表の実施状況	更新あり	本学の目的、基本理念(滋賀大学憲章)、学部・研究科等の目的及び中期目標・中期計画を、全教職員及び学生に周知するとともに社会に対して、大学ホームページや広報誌等で明示し、広く公表している。 また、日常的に大学の活動情報をホームページで速報するほか、文部科学省関連の広報誌に情報提供している。 なお、進学を検討される方への情報提供として、Webオープンキャンパスを公表している。本学のステークホルダーに対して、業務の進捗状況等について「自己点検・評価報告会」等の場を通じて、情報の公表を行っている。	自己点検・評価報告会(令和4年度実施) 教育学部 教育学研究科 経済学部・大学院経済学研究科 教育学部紹介 教職大学院について 経済学部・大学院経済学研究科の紹介 経済学部・データサイエンス学部後援会 陸水会(経済学部・データサイエンス学部同窓会) 経済学部附属史料館 滋賀大学経済経営研究所 データサイエンス学部の紹介 研究科(博士前期・後期課程)の紹介 経済学部・データサイエンス学部後援会 陸水会(経済学部・データサイエンス学部後援会 陸水会(経済学部・データサイエンス学部後援会 陸水会(経済学部・データサイエンス学部後援会 陸水会(経済学部・データサイエンス学部同窓会) データサイエンス・AIイノベーション研究推進センター 産学公連携推進機構 Webオープンキャンパス
補充原則 4 - 1② 学生が享受できた教育成果 を示す情報		教育の実績、また外部の評価について、中期目標・中期計画の毎年の実績報告、中期期間における実績報告、現況調査表にまとめ、その評価結果と合わせ、ホームページ、統合報告書等の形で公開している。 教育の成果に関する学生の評価については、授業評価アンケートや卒業生アンケートにより把握し、教育活動の実績の評価に活用している。また、教育の成果の一つの指標となる学生の進路状況等については大学ホームページや学生便覧、学内の掲示等にて公表している。	業務の実績に関する報告書 統合報告書 大学案内 広報誌「しがだい」 国立大学法人滋賀大学における内部質保証方針 進路の実績

記載事項	更新の有無	記載欄	参照資料
法人のガバナンスにかかる 法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.shiga-u.ac.jp/disclosure/legal-public-information/	